

# 平成18年度第15回庁議 会議録

[日 時] 平成19年2月23日(金) 午前8時30分～午前10時10分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、収入役、教育長及び各部局長

## [会次第]

### 1 市長あいさつ

### 2 議 題

- (1) 平成19年度施政方針(案)について (企画部)
- (2) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- (3) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

### 3 連絡事項

- (1) 創造の10年へ! 5%の行政経営改革について (企画部)
- (2) 職場体験学習の受入について (教育委員会事務局)
- (3) 消防観閲式について (消防本部)

### 1 市長あいさつ

本日の議題には、「平成19年度施政方針(案)」及び第1回の「市議会定例会提出議案」が出ております。また、会派説明も昨日まであり、3月議会に向けて、各部局、予想される項目等については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

### 2 議 事

#### (1) 平成19年度施政方針(案)について (企画部)

市長 　　　　　　では、議題に入る。平成19年度施政方針(案)について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長>

平成19年度施政方針(案)については、前回の第14回庁議で案を提示し、各部局に、確認、訂正をお願いし、その後、訂正された案を元に、市長と協議をしながら、各部局と事務局とで最終の詰めをさしていただき、最終案を作成した。

前回の庁議でもご説明したが、まず、「はじめに」があり、そこで市長の政治、行政の進め方や基本方針等を申し上げた後、以下、第四次長期総合計画の後期戦略プランに沿って、6つのまちづ

くりごとに、19年度に取り組む主要な具体的施策を中心にまとめている。そして、最後に「おわり」ということで、結びの言葉が入ることになっている。

「はじめに」と「おわりに」の部分が入った全文は議会開会当日に配布し、所信を市長が申し上げるということになる。

この最終案については、事前に皆様にお見せし、ご確認、ご検証をいただいていることから、本日は個々の内容の説明については省略させていただく。ご審議の程よろしくお願ひしたい。

市長 既に見ていただいているということであるが、私が手を入れた内容となっている。なお、金子公民館、慈光園、北中学校体育館、高津分団詰所については、「はじめに」のところで、これからの4年間で整理すべき施設として触れているため、まちづくりごとの主要施策からは、この四つ施設の固有名詞は省略した。

何か、意見、質問等はないか。ないようなら、この内容で平成19年度の施政方針（案）として決定する。なお、「はじめに」と「おわりに」の部分は、3月市議会の開会当日にお示しするというようにさせていただく。

では、次の議題に入る。

## （2）市議会定例会提出議案について（関係部局）

市長 市議会定例会提出議案について、建設部から順番に説明をお願いします。

<別添資料「第1回市議会定例会議案概要」に沿って、各部局長説明。>

<建設部長>

建設部からは、議案第1号、第2号、第7号の3件。議案第1号「市道路線の認定及び廃止について」は、11路線で新たに市道に認定、その内8路線は新規認定路線、3路線については、起終点の変更に伴い、一旦廃止し、変更して新たに認定する。認定しようとする路線11路線の内、駅前区画整理事業によるものが1路線、道路建設事業によるものが1路線、開発道路などで寄付を受けたものが9路線である。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は、1000路線、総延長は約499kmとなる。

議案第2号「新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年1月4日に施行された道路法施行令の一部を改正する政令に伴う文言訂正である。これにより、「新居浜市道路占用料条例」第2条別表中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改正しようとするものである。

議案第7号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について」は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、従来の建築確認審査に加えて、一定規模以上の建築物については県知事若しくは県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関に、構造計算適合性判定を求めなければならないこととなった。このため、構造計算適合性判定に要する費用を徴収する必要があることから、該当物件の手数料の徴収、及び所要の条文整備をおこなうものである。なお、この条例は、先に言った法律の施行の日から施行したいと考えている。

<企画部長>

企画部からは、議案第3号、第8号、第13号から第22号（当初予算）、第25号から第29

号（補正予算）。議案第3号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」は、第1条に規定している企画部の所掌事務に第10号として「別子銅山文化遺産に関する事項」を加えようとするものである。その理由としては、平成16年4月に、プロジェクト室として企画部に「産業遺産活用室」を設置し、別子銅山をはじめとする近代化産業遺産の活用や未来への継承などの取り組みを進めてきた。更に、本年4月からは、組織の名称を「産業遺産活用室」から「別子銅山文化遺産課」に改めるとともに、課の分掌事務を別子銅山遺産群とその関連する近代化産業遺産に特化し、世界文化遺産登録の実現に向けた施策の推進に取り組んでいくこととしている。このようなことから、これまで「市政の総合企画」に含まれる事務として進めてきた「別子銅山文化遺産に関する事項」を、企画部の所掌事務に明確に位置づけようとするものである。

議案第8号「新居浜市合併振興基金条例の一部を改正する条例について」は、合併振興基金積立金の運用益を財源に地域振興や市民の一体感の醸成等のためのソフト事業を実施することとされていたことについて、総務省から通知があり、基金条例の定めるところにより一定の範囲内での基金の取り崩し及び取り崩した資金の活用が認められることとなったことから、必要な条項を定めるものである。基金取り崩しの条件としては、取り崩しを実施する年度の前年度末までに当該基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった元金の範囲内であること、また、取り崩した資金の用途は、市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限られるなど、一定の範囲内に限られるとされている。

議案第13号から議案第22号までの平成19年度当初予算議案については、一括して説明する。まず、一般会計当初予算の規模は、408億5,720万5千円となっており、対前年度比で、8,209万4千円、0.2%の微増で、18年度に引き続き緊縮型の予算となっている。特別会計は、437億6,147万1千円で、対前年度比8億3,171万1千円、1.9%の増となっている。企業会計は後ほど説明があるが、37億2,528万5千円で、1億7,881万2千円、5.0%の増、全会計では10億円余りの増となっている。次に、歳入の主な項目について。まず、市税については、「三位一体の改革」による国から地方への税源移譲等の税制改正及び景気回復等により、個人市民税・法人市民税ともに、大幅な伸びが見込まれており、当初予算額では188億3,200万円としている。対前年度比では21億7,384万3千円、13.0%の増となっており、ここ10年間で見て最高額となっている。次に、地方交付税について。平成19年度から、人口と面積を基準とした新しい算定方法が一部導入されている。また、総務省において、今回示された算定方法に基づく算出額32億2,000万円は、対前年度比で19億500万円、37.2%の大幅な減となっている。これは、普通交付税算定の基準となる「基準財政需要額」が削減されたこと及び税源移譲等により「基準財政収入額」が増加したこと等によるものであり、三位一体の改革前の平成15年度の半分以下という大幅な減少となっている。次に、市債について。臨時財政対策債、合併特例債、一般廃棄物処理事業債等で、40億6,960万円、対前年度比では、4億6,880万円、13%の増となっている。また平成19年度末の市債残高は522億7,096万円で18年度の残高見込みと比べて、0.4%減少している。次に歳出面では、まず、人件費が80億円余りで、対前年度比2.4%の増になっている。これは管理職手当の10%カット、特殊勤務手当の見直し、職員数の減など、人件費削減の取組を行っているものの、退職手当の増加によって増と

なったものである。扶助費は73億3,000万円余りで、対前年度比0.8%増になっており、児童手当の支給対象範囲の拡大などによるものである。公債費は先ほど申し上げたとおりである。普通建設事業は55億3,700万円余りで、対前年度比10.3%の減である。平成18年度に実施した市道調査の結果、今後3年間の予定で舗装・修繕工事等を行う「道路緊急舗装等事業」などの一般単独事業は、5億9,000万円で、9,000万円の増、また、最終処分場建設事業が7億1,000万円余りの増となっているが、土地区画整理事業及び関連事業が16億4,000万円余の減、港湾建設事業が2億2,000万円の減などのため減額となっている。次に、一般財源総額の推移について。市税のところで説明したが、市税収入が大幅に伸びる一方で、「三位一体の改革」等により、一般財源総額ではどのようになったかを簡単に説明すると、過去10年間で市税収入は最高となっている一方で、地方交付税等が減少したことにより、一般財源総額では10年間で最も少なくなっている。(平成17年度までは決算額、18年度及び19年度は当初予算額での対比)一般会計の主要事業及び特別会計の説明については、時間の都合で省略させていただく。

議案第25号から議案第29号までの平成18年度3月補正予算について。3月補正では、それぞれの事業の精算的な内容が中心となっている。今回の一般会計の補正額は3億6,229万6千円の増で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ422億4,340万4千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、29億4,884万1千円、6.5%の減となっている。内容としては、まず公共事業の関係では「土地区画整理事業」は、補償費の減額と財源補正を行っている。次に単独事業。「筏津山荘改築事業」については、市民懇談会報告により、改築事業に着手する前に有限会社悠楽技の経営改善・安定経営のための検討が必要となったことから、未執行となる委託料について減額するものである。「老人保健福祉施設建設事業」は国庫補助内示により、地域密着型介護サービス事業所整備補助金を追加するものである。次に施策費。運行実績が確定したことにより、補助金を追加する「生活路線維持運行対策費」、補装具であったストマ用具が日常生活用具に種目変更されたことから「障害者自立支援給付費」から「地域生活支援事業費」に組み替えを行うとともに精算による補正減を行うものである。災害復旧事業については、事業費確定による減額である。経常経費については、市税の増加見込み等を中心とした7億円余りの「財政調整基金積立金」及び多極型産業推進事業用地売却に伴う「減債基金積立金」を計上している。なお、平成18年度普通交付税算定に用いた数値よりも法人市民税収入が8億8,000万円程度伸びており、その分貯金ができるわけであるが、その一方で地方交付税が減少している。これは当該年度ではなく、19年度から3年間毎年返していくということになる。特別会計の4つについて。「住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」については、公債費の財源である元利償還金の見込減による財源補正を行うものである。「公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」については、217万9千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ58億5,370万1千円とするものである。「国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」については、24万7千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ131億5,082万円とするものである。「介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」については、2億6,365万9千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ93億5,359万7千円とするものである。

<総務部長>

総務部からは、議案第4号から第6号の3件、及び追加提出予定議案2件。まず、議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、平成12年4月の地方分権一括法の施行により地方分権が推進されるなか、一層の地方の自主性・自立性の拡大を図るための措置として、昨年6月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」が、一部の規定を除き、4月1日から施行されることに伴い、「新居浜市特別職報酬等審議会条例」をはじめ、改正を必要とする11の関係条例について、一括して規定の整備をするものである。条例の内容としては、今回の地方自治法の改正により、「助役制度が見直され、助役に代えて、副市長を置くこととされたこと」、「収入役を廃止し、一般職の職員としての会計管理者を置くこととされたこと」、また「吏員とその他の職員の区分、及び事務吏員と技術吏員の区分が廃止され、一律に職員とされたこと」などから、それぞれの条例の規定中、助役を副市長に、吏員を職員に改めるとともに、収入役に係る規定を削る等の改正を行うほか、引用条項のずれが生じたことによる所要の条文整備等をするものである。なお、この条例は、平成19年4月1日から施行し、第12条から第14条までの規定は、公布の日から、また、第2条、第4条、第7条及び第9条による収入役に係る規定の改正については、「地方自治法の一部を改正する法律」附則第3条第1項において、「この法律の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。」との収入役に関する経過措置があることから、本市収入役の任期満了の日の翌日である平成21年4月1日までの間において、規則で定める日から施行したいと考えている。

議案第5号「新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」。まず、第1条による改正については、先程の議案第4号の説明の際に申し上げたが、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により助役が副市長に改められることに伴い、第1条において、定数から除くこととなる職員のうち、助役を副市長に改めようとするものである。次に、第2条及び第3条の改正については、平成19年4月1日から愛媛県後期高齢者医療広域連合へ職員2人を派遣することに伴い、職員の定数のうち市長の事務部局の定数を669人から667人に2人減じるとともに、派遣職員の定数について、これまでは新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の派遣職員1人を規定していたものを、国、他の地方公共団体その他の団体の派遣職員3人を規定するよう改めようとするものである。次に、第2条による改正については、先程の議案第4号の説明の際に申し上げたが、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により収入役制度が廃止されることに伴い、定数から除くこととなる職員のうち、収入役に係る規定を削除しようとするものである。なお、第1条の規定は平成19年4月1日から、また第2条の規定は、先程の議案第4号と同様に、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」附則第1項第2号に規定する「平成21年4月1日までの間において規則で定める日」から施行したいと考えている。

議案第6号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。本議案は、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の扶養手当及び管理職手当の改定を行おうとするものである。まず、第8条第3項の改正については、少子化対策に対応し、3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を、5,000円から6,000円に1,000円引き上げ、2人目までの子等と同額にしようとするものである。次に、第21条第1項の改正については、従来の年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、

管理職手当の支給をこれまでの定率制から職務の級別の定額制へ移行するため、手当の支給上限額を、その職員の給料月額 $100$ 分の $25$ から、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $100$ 分の $25$ に改めようとするものである。次に、附則第 $2$ 項においては、平成 $23$ 年 $3$ 月 $31$ 日までの経過措置として、新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 $18$ 年条例第 $5$ 号）附則第 $7$ 項から第 $9$ 項までの規定により給料を支給されている職員、いわゆる現給保障を受けている職員等を指すが、これらの職員のうち、現給保障を受けている給料額が、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員について、管理職手当の支給上限額の規定の適用を、現給保障を受けている給料額 $100$ 分の $25$ にしようとするものである。次に、附則第 $3$ 項においては、新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 $10$ 項において、管理職手当及び特定任期付職員業績手当の算出の基礎となる給料額について、給料表に規定されている給料月額ではなく、現給保障を受けている給料額とするよう規定されているが、管理職手当については今回の改正により定額制に移行されることから、管理職手当に係る規定を削除しようとするものである。なお、この条例は、平成 $19$ 年 $4$ 月 $1$ 日から施行したいと考えている。また、具体的な管理職手当の額については、規則で定めることとしている。

次に追加提出を予定している人事議案は、「新居浜市副市長の選任について」及び「新居浜市港務局委員会の委員の任命について」である。

<福祉部長>

福祉部からは、議案第 $9$ 号「新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」。この条例は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が新たに施行されたことに伴い、所要の条文整備を行うものである。この法律は、いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法が統合されたものであり、本市の福祉のまちづくり条例は、従来の旧法のハートビル法に準じて制定されていたので新法に準じた改正をしようとするものである。まず、第 $3$ 条。この条項は、用語の意義を定めている。これまで第 $1$ 号から第 $6$ 号までであったが、二つの法律が統合されたことから $15$ 号まで増加したということである。次に、第 $20$ 条。この条項は、移動等円滑化のためにまちづくり施設管理者が講ずべき措置を定めている。第 $2$ 項は道路管理者の努力義務、第 $3$ 項は路外駐車場管理者等の努力義務、第 $4$ 項は公園管理者等の努力義務を新たに追加したものである。次に、第 $25$ 条については、既存のまちづくり施設及び当該まちづくり施設の整備施設を障害者、高齢者等が安全かつ容易に利用できるようにするための努力義務を定め、その判断基準となるべき事項を整備基準とするものである。次に、第 $26$ 条については、適合証の交付にかかる規程であるが、これまでの基準に代えて、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等についてそれぞれの円滑化基準に適合することが必要としたものである。次に、第 $29$ 条については、車両等の整備について、車両等の定義を行うとともに、新たに法に定める整備を求めることを追加している。次に、別表については、用語の定義を補完するために定められていたが、新法の施行に伴い、法に規定されたので削除する。なお、この条例は、交付の日から施行することとしている。

<市民部長>

市民部からは、議案第 $10$ 号「新居浜市人権尊重のまちづくり条例の制定について」。本条例は、新居浜市人権尊重のまちづくりの基本理念をはじめ、市の責務、市民と企業及び事業者の役割、市

の施策の基本となる事項等を定めることによって、さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら、あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合い、そして行動し、来てよかった、住んでよかった新居浜市をめざし制定しようとするものである。まず、前文では、条例制定までの経過・背景・意義及び人権尊重のまちづくりへの決意をうたっている。第1条では、条例制定の目的、第2条では、市の責務、第3条では、市民の役割、第4条では、企業・事業者の役割を定めている。第5条では、本市におけるすべての施策に関し、人権意識を高める教育及び啓発活動の充実を図ることを定め、第6条では、毎月11日を人権意識を高めあう日として「人権のつどい日」に設定することを定め、第7条では、国、県及び人権確立のために活動している関係団体との連携強化と推進体制の充実を図ることを定めている。次に、第8条では、人権が尊重されるまちづくりの総合的な推進を図るため、総合的な施策推進の基本方針の策定を行うことを定め、第9条では、定期的な意識調査の他、必要に応じて個別の問題などの調査の実施について定めている。次に、第10条では、人権施策を総合的かつ効果的に進め、人権尊重のまちづくりを推進するため、また、人権についての重要事項について、広く市民の意見を聴くため「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会を設置すること」を定めている。本審議会の設置により、昭和36年に制定した新居浜市同和対策委員会条例を廃止することとしている。第11条では、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めることとしている。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

#### <環境部長>

環境部からは、議案第11号「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」第27条について、2点の変更がある。まず、1点目は、平成7年度から建設を進めていた中央雨水ポンプ場が、平成18年度をもって完成することから、その名称を正式に中央雨水ポンプ場とし、設置場所を新居浜市西原町二丁目7番66号と定めるものである。次に2点目の変更点は、既設排水ポンプ場について、公共下水道事業計画における認可上の名称に改めようとするものである。具体的には、土場、西原、港町、沢津、菊本、垣生、江の口、東浜、松神子、その各々の排水ポンプ場という名称を、排水ポンプ場から雨水ポンプ場に変更するものである。なお、この条例は、平成19年4月1日から施行したいと考えている。

#### <消防長>

消防本部からは、議案第12号「新居浜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について」今回の改正は、去年の「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正、及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令」の制定に伴い、消防庁告示の「消防表彰規程」の一部が改正されたことに準じて、所要の条文整備を行なうものである。改正の内容については、第3条第2号の規定中「障害の等級」の用語を「障害等級」に改めるとともに、障害者賞じゅつ金の支給額を定めている別表の規定について、同じく、「障害等級」に用語を改めるほか、備考中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の引用条項を改正後の条項等に改めるものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

#### <水道局長>

水道局からは、議案第23号、議案第24号の2件。まず、議案第23号「平成19年度新居浜市水道事業会計予算」について。経営の基本となる業務の予定量は、給水戸数51,691戸、年間給水量1,512万7,544立方メートル、1日平均給水量41,445立方メートルの上水を供給しようとするものである。また、建設改良事業費として5億9,238万7,000円を計上し、土地画整理事業に関連する配水管布設替工事や下泉北、南水源池の導水管布設替工事及び岸ノ下簡易水道事業の統合に係る配水管布設工事ほかを予定している。次に、経営活動を表す、収益的収入及び支出では、事業収益は水道料金など19億1,670万5,000円を見込み、事業費用は配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備の維持管理等に要する配水費及び給水費や支払利息などで18億5,041万2,000円を予定している。差引き、税込みで6,629万3,000円の純利益を見込んでいる。次に、資本的収入は、公共下水道工事分担金など3億8,498万2,000円、支出では、建設改良費及び企業債償還金などで14億7,445万4,000円を予定している。収支差引きは、10億8,947万2,000円の収入不足となるが、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしている。なお、収益的支出と資本的支出をあわせました予算総額は、33億2,486万6,000円で、対前年度比、6,970万7,000円、2.1%の増加となっている。

次に、議案第24号「平成19年度新居浜市工業用水道事業会計予算」について。業務の予定量は、住友化学など3事業所に年間1,603万400立方メートル、日量4万6,600立方メートルの工業用水を供給しようとするものである。建設改良事業費として9,587万4千円を計上し、その内訳は、施設費で余水吐設備改良工事など9,171万1,000円、貯水設備費で別子ダム、鹿森ダムの工事負担金など416万3,000円を予定している。次に、収益的収入及び支出は、事業収益は水道料金など2億4,159万7,000円を、事業費用は配水池及び配水管などの設備の維持管理などに要する配水及び給水費などで1億9,007万4,000円を予定し、収支差引きは、税込みで5,152万3,000円の純利益を見込んでいる。次に、資本的収入及び支出では、収入は土地画整理事業に伴う配水管布設替工事分担金2,000万円、支出は建設改良費及び企業債償還金などで2億1,034万5,000円を予定している。資本的収支は1億9,034万5,000円の収入不足となるが、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしている。なお、収益的支出と資本的支出をあわせた予算総額は、4億41万9,000円で、対前年度比1億910万5,000円、37.5%の増加となっている。この増加要因は、水道事業会計、工業事業会計とも公金を确实、より有利な方法で運用するため、運用期間が1年を超える国債の購入費を第4条予算、資本的支出に投資有価証券を計上したことによるものである。

市長 何か質問等あるか。

ないようなら、説明しておきたいことがある。議案第13号「平成19年度新居浜市一般会計予算」の歳入についてである。市税収入の推移としては、平成18年度当初予算の市税収入が約166億5,800万円、平成19年度当初予算では188億3,200万円と、約21億7,400百万円の増となっている。しかしながら、平成18年度の市税収入は、この3月補正で181億400万円まで増加している。この3月補正時点から言えば、平成19年度当初予算の市税収入は、平成18年度より

約7億円の伸びとある。平成18年度から約22億円も増加するのではないので、誤解しないように願いたい。平成19年度の市税収入も終わってみたら当初予算より増加することがあるかもしれないが、逆に減る可能性もある。これは、当初予算であるからいたしかたない。なお、市税収入が増えることで、地方交付税が減額となり、国全体での景気回復もあり、国家財政にとっては良いこと、好転となるが、地方はかわらないか、逆にマイナスである。市民の皆様方には、「財政調整基金は16年災害以前の状態に戻ったし、公債費も平成18年度がピークでこれからは減っていく。こういう意味では財政的に回復した。」と説明しているが、これから先も大丈夫であるかということになると話は別である。この辺はよく認識していただきたい。では、平成19年度当初予算、平成18年度補正予算、また、各部局の議案と、自分のところはよく理解しているだろうが、全体像も把握して臨んでいただきたい。

企画部長。市議会への会派説明はどうであったか。何か懸案となるようなことがあったか。

企画部長

先ほど市長からも説明していただいたが、「平成19年度一般会計予算」では、平成18年度当初予算と比較しているが、3月補正で市税収入は181億円程度になるだろうと説明した。また、今回は、時間的には長時間お話をさせていただいたが、当然財政面での質問もあろうかと思う。行政改革大綱2007(案)については、説明をしたが、公明党議員団から、後で聞きたいとのことで、質問があるかもしれないと思っている。また、行政改革大綱2007(案)と同様提案するものではないが、主要道路の進捗状況については、財政的に苦しい中でかなり苦労しながら施行していると説明したが、逆に「それぐらいしなければならない。早く進めるように。」というような意向の議員さんがかなりいた。いろいろな質問がある中で、党としての要望事項については、少し厳しく言われた。

市長

予算に無いことで大きなことで言えば、市長部局から水道局に対する補助金として長年支出してきた給水対策費を平成19年度は計上していない。これまで計上して執行してきたことには当然理由があるが、もともと瀬戸・寿上水道問題を解決して無くしていくという方針であったので、この問題を解決していくという姿勢をより明確にしたいという判断から計上しないこととした。水道局はその分負担となるが、当面、水道料金の値上げまでにはいかないだろうと判断した。水道料金を見直す時には、当然この問題がでてきて放っておくことはできないが、もともと、予算上は、平成20年度までとしていたものであり、先取りして平成19年度から予算化しないことを決めた。これが、予算に給水対策費が計上されていないことの原因である。

他に、何か質問等はないか。ないようなら、各部局、しっかりして議会への対応をお願いしたい。

次の議題に移る。

## (2) 議会答弁課題の進捗状況について(関係部局)

市長

答弁課題の進捗状況についてであるが、本日も、過去の答弁課題で特に進捗した事

項、特に遅れている事項について、項目を絞って簡潔に説明願いたい。逆回りで、港務局事務局から願います。

<港務局事務局から順番に、別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明（報告省略）>

市長 総務部。3番の「職員の清掃について」で、庁舎管理を長期継続契約で業務委託をしたいとのことであったが、他に長期継続契約となる契約は多いのか。

総務部長 現在のところ、4件である。

市長 委託契約も当然入札であろうが、その入札結果の公表ができていない。契約課でしている工事の入札結果はホームページで公開されており、委託契約についても今後長期継続契約が増えることであろうことから、その入札結果を公表するようにしてもらいたい。

総務部長 新居浜市全体でいえば委託業務の数は非常に多く、また、業務委託契約は原則各課で実施している。契約課でとりまとめて、ある一定の金額以上等、基準を決めて入札結果を公表するようなことを検討したい。

市長 これからも情報公開を進めていくので、委託契約の入札結果についても、業者名、金額等を、示していかなければならない。なお、公表は長期継続契約だけでなく、単年度ごとの契約も含め全てである。少額な契約までは公表しなくてよい。例えば、環境部のごみ収集業務でも、どの業者が、どの金額で請け負っているか、公表してもらいたい。ところで、ごみ収集業務も、来年度から5年の長期継続契約にするのか。

環境部長 当初は来年度からと考えていた。しかし、ごみ有料化の話もあり、今収集形態の見直しを検討しており、不確定要素があるため、もう少し協議をしたいと考えている。

総務部長 委託内容によっては契約先が限定され、1社による随意契約となるものも多い。例えば、医師会しかできないような業務もある。

市長 随意契約にしているものはその理由があるのであり、それはそれでオープンにすればよい。平成19年度分から公表するようにしてもらいたい。

他に、質問等はないか。ないようなら、連絡事項に移る。

## 2 連絡事項

市長 「創造の10年へ！5%の行政経営改革について」、企画部から説明を願います。

<企画部長が別添資料「5%実績報告依頼文」に沿って説明>

創造の10年へ！5%の行政経営改革については、実施計画を立てていただいているが、その計画の実績報告のお願いである。3月市議会や年度末を迎え多忙な時期で申し訳ないが、3月16日を提出期限としており、各部局とりまとめのうえ提出願いたい。庁議終了後、あらためてメール送信するので、よろしく願いたい。

市長 何か質問はあるか。ないようなら、次の連絡事項。「職場体験学習の受入について」、教育委員会事務局から説明を願います。

<教育委員会事務局長が、別添資料「職場体験学習受入依頼文」>

施政方針の中でも一部述べさせていただいているが、中学生の職場体験学習の受入ということで、全庁的にその受入先を探している。現在、若者の勤労観・職業間の未熟さ、社会人・職業人としての基本的な資質・能力の低下等が問題になっており、こうしたことから、学校教育においては児童・生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育、職業間・勤労観の育成をめざすキャリア教育を推進しているところである。市内の中学校においては、従来は、夏休みや2月の時期に、1日若しくは2日間程度のキャリア教育を、各中学校独自での取り組みを続けてきた。しかしながら、平成19年度においては、文部科学省の指定事業「キャリア・スタート・ウィーク」に取り組む予定にしており、そこで、4～5日間の期間、市内の10中学校（2年生）約1,100名の生徒が職場体験学習を行えるような事業所を確保するべく、現在取り組んでいる。

そこで、庁内的、受入可能な部局、課所について、それぞれ受入体制についての調査をさせていただきたいというお願いである。なお、回答は、別紙様式で3月13日までに、学校教育課・秋本指導主幹までお願いしたい。参考資料として、平成17年度の協力事業所の一覧を添付しているが、広範な業種の事業所から協力を得ている。なお、これら事業所では1日～2日間の短期間の受入であり、今回は4～5日間と若干長めの期間設定となっている。また、基本的には夏休みの受入ということになる。これらを踏まえたくうえで、ご協力お願いしたい。

また、各部局から、各種団体や企業もご紹介いただき、お願いにあがる際には、橋渡しを調整していただければというふうに考えている。

教育長 よろしく願います。

市長 各部局、課所で受入できるかという調査でなく、受入できる団体、事業所を紹介してほしいという依頼か。

教育委員会事務局長 いえ、庁内での受入場所も求めているし、関連団体、事業所の紹介も合わせてお願いしたい。

市長 この依頼は、庁内での受入先の確保が主なのか。

教育長 そうであるが、関連団体、事業所の紹介もお願いしたい。

市長 他に連絡事項はないか。

消防長 消防観閲式についての連絡とお願い。3月4日、来週の日曜日午前9時から山根グラウンドにおいて、消防観閲式を行う。消防団中心の行事であるが、ご家族の皆さん、また、市民の皆様にも声をかけていただき、ご観覧いただきたい。

市長 他に連絡事項はないか。環境部長。先日の新聞で出ていた、新居浜市の業者による産業廃棄物処理関係の記事についてその後の状況について説明願いたい。

環境部長 産業廃棄物の不適切処理については、新聞報道以上の情報は持っていないが、愛媛県の廃棄物対策課に照会したところ、県が立入調査を行った結果についてファックスをいただいている。四国中央市、西条市、新居浜市の各施設の立入調査を実施したが、四国中央市、西条市では特に法的な違反はないだろうということであった。ただ、新居浜市の阿島の間接処理施設においては、基準に合致するアスベストを含むものをうまく分離できていなかった。他の廃棄物と一緒に処理をして産業廃棄物の最終処分場に処理の委託をしていたので、県では、このようなことがないように、行政指導の段

階であるが、改善指導をしたいと考えているとのことである。具体的にどのような改善指導をするかは、まだ情報を得られていないが、県がマニフェスト等を確認した段階では、不適切処理があったということである。

市長

他に連絡事項はないか。ないようなら、私から。昨日、各部局から推薦された、一課一改善運動の成果発表をしていただいた。賞も決定し、最優秀賞は福祉部福祉課の「生活保護世帯のケースデータの一元管理」。優秀賞は、経費節減部門で総務部総務課の「別子山地域バスによる円滑な文書等送達集配業務」、サービス向上部門は市民部広報相談課の「声かけ運動の実施、昼休み当番制の導入による市民サービスの向上」、そして省力化部門は教育委員会社会教育課の「データベースソフトを使用した公民館日誌の作成及び各種集計」。また、特別賞は企画部産業遺産活用室の「生活に密着した産業遺産資料のリスト作成」と決定した。下水道建設課、農地整備課、建築指導課については、最終予選に残ったということで、エントリー賞。どれも熱心に取り組んでいただいている。まず、問題意識がないといけない。また、パソコンや本来の目的であった庁内ランの共有できるという機能と、アクセスなどのデータベースを組み合わせることで、より良い改善の実践をしていると思っている。そういう意味では、8課所以外でも取り組んでおり、一年間本当にご苦労様ということで、各担当者の皆さんにもお伝え願いたい。また、昨日は、技術力も相当向上していると感じた。しかし、今も言ったが、技術の前提には問題意識、改善意識があって、それを活かすために技術があるのであり、両方が高まればもっと良いものになっていくだろうと、昨日思わされた。大変ご苦労様でした。

次に、駅前土地区画整理事業の補償費問題について。特に進捗はなく報告するようなものはないが、第一水野マンションについての経過の整理を警察がもう一度行うということで、警察に協力するよう各担当者をお願いしている。市議会定例会にまたがるが、着実に解明に向けて進んでいるということであり、協力をお願いしたい。

他にないようなら、第15回庁議を終える。